

第2のふるさとづくり応援交通費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議（以下、「県民会議」という。）が行う、第2のふるさとづくり応援交通費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この補助金は、山口県外居住者が第2のふるさとづくりプログラムへ参加するために山口県を訪れる際の交通費を補助することにより、年間を通じて、複数回・継続的に来訪することを促し、地域とのつながりを生み出すことで、本県と多様な形で関わる関係人口の創出・拡大と、さらにその先にある移住や二地域居住につなげていくことを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 関係案内所

県民会議が設置した、関係人口に関する様々な情報を提供する拠点「山口つながる案内所」をいう。

(2) 補助事業

補助金の交付の対象となる事業をいう。

(3) 補助対象者

補助金の交付を受ける者をいう。

(交付の対象及び補助率)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、以下の要件を全て満たした者とする。

① 山口県外に居住

② 関係案内所に関係人口として登録

③ 「住んでみいね！ぶちええ山口」LINE 公式アカウントのお友だち登録、または県内市町が実施する関係人口創出・拡大を目的とした制度等への加入

④ 補助事業のために山口県に来県

⑤ 補助事業における活動内容を SNS 等（一般公開されているアカウント等）で発信

2 補助事業は、別表第1に定めるとおりとする。

3 補助金の交付の要件となる SNS 等の種類及び投稿内容は、別表第2に定めるとおりとする。

4 補助金の交付の対象となる経費等は、次に定めるとおりとする。

補助金の交付の対象となる経費
① 移住活動のための居住地から山口県内への往復交通費(居住地から最初の県内到着地及び最後の県内出発地から居住地までの交通費で公共交通機関(タクシーを除く)を利用した実費に限る。)
② 福岡県及び広島県内在住者に限り、居住地から山口県内への移動に係る往復の高速道路利用料(実費に限る。)

- 5 補助金額は、別表第3のとおり定める基準額を上限とする。ただし、補助対象経費が基準額を下回った場合は、その額を補助金額とする。
- 6 前項の経費に対し、他の補助金等を受けている場合又は受ける予定の場合は、交付の対象としないものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、県民会議会長（以下、「会長」という。）が別に定める期日までに、交付申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

- 2 複数の山口県外居住者が同一の補助事業に参加した場合においては、交付の申請は、同居の者に限り、一括して行うことができる。

(補助金の交付の決定)

第6条 会長は、第5条第1項の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をする。

- 2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 会長は、第1項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助事業の主催者等に必要な確認を行うことができる。

(決定の通知)

第7条 会長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、別記第2号様式により、その決定の内容を申請者に通知する。

(補助金の交付)

第8条 会長は、前条による補助金の交付決定を行った場合は、速やかに支払うものとする。

(交付決定の取り消し)

第9条 会長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、交付決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

(交付金の返還)

第10条 補助金の交付を受けた者は、前条による取り消しの通知を受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

(免責事項)

第11条 県民会議は、補助対象者がSNS等で発信した投稿に起因するいかなる損失、負債、被害、費用、その他の申し立て等について一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条第 2 項関係）

補助事業	備 考
1 年間を通じて複数回実施する体験型プログラム	会長が別に定める要件を満たすものに限る。
2 地域の課題解決や活性化に向けたプログラム	

別表第 2（第 4 条第 3 項関係）

対象となる SNS 等の種類	投稿内容
1 Facebook	会長が別に定める要件を満たすものに限る。
2 X	
3 Instagram	
4 ブログ	
5 その他会長が認めたもの	

別表第 3（第 4 条第 5 項関係）

圏域	都道府県	基準額
北海道	北海道	3 万円
東北圏	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	3 万円
首都圏	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	2 万円
北陸圏	富山県、石川県、福井県	1 万 5 千円
中部圏	長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	1 万 5 千円
近畿圏	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	1 万円
中国圏	鳥取県、島根県、岡山県、広島県	5 千円
四国圏	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	1 万円
九州圏	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	5 千円
沖縄県	沖縄県	1 万円